

令和2年度  
千葉県当初予算編成に対する要望

令和元年8月19日

千葉県市長会



# 目 次

## 【重点要望事項】

- 1 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について..... 4
- 2 子ども医療費助成制度の拡充等について..... 5
- 3 福祉等の人材確保・処遇改善及び病院運営に対する財政的支援等について..... 6
- 4 風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等について..... 7
- 5 交通安全対策の強化について..... 8

## 【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について..... 9
  - 1 市町村の行財政基盤の強化について..... 9
  - 2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する財政的措置の拡充について..... 9
  - 3 市原市八幡・菊間の県有地の活用について..... 10
- 第2 総合企画行政の充実強化について..... 11
  - 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転及びホームからの転落事故等に対する安全対策の実施について..... 11
  - 2 鉄道駅のホームドア整備に対する補助要件の緩和及び安全対策の実施について..... 11
  - 3 千葉県鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金制度の拡充について..... 12
  - 4 つくばエクスプレスの充実強化について..... 12
  - 5 東京メトロ東西線の混雑緩和について..... 13
  - 6 外国人住民への支援について..... 13
- 第3 防災・危機管理行政の充実強化について..... 14
  - 1 地域防災力向上総合支援補助金の継続及び対象の拡充について..... 14
- 第4 健康福祉行政の充実強化について..... 15
  - 1 幼児教育無償化に係る国庫負担の拡充等について..... 15
  - 2 子ども医療費助成制度の拡充等について..... 15
  - 3 ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について..... 16
  - 4 児童相談所の機能拡充及び市町村支援の強化による児童虐待対策について..... 16
  - 5 保育士確保に向けた処遇改善の取組について..... 17
  - 6 医療・看護及び福祉人材の確保について..... 18

7	医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について.....	18
8	介護保険制度の見直しについて.....	19
9	介護報酬における地域区分設定の見直しについて.....	20
10	国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除又は軽減について.....	20
<b>第5</b>	<b>環境生活行政の充実強化について.....</b>	<b>21</b>
1	東京2020オリンピック・パラリンピック大会機運醸成イベントの実施について.....	21
2	東京2020オリンピック・パラリンピック大会観戦チケットについて.....	21
3	鉄屑等有価物取扱事業者に対する指導強化について.....	22
<b>第6</b>	<b>農林水産行政の充実強化について.....</b>	<b>23</b>
1	イノシン等有害獣被害防止対策の拡充について.....	23
2	東総台地地区広域営農団地農道の維持管理の県営事業化及び財政支援について.....	23
3	市営公設地方卸売市場再整備への財政支援等について.....	24
4	農業経営形態の多様化に伴う開発許可制度の見直し（規制緩和）について.....	25
5	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について.....	25
6	ノリの不作の原因究明及びノリ品種開発について.....	25
<b>第7</b>	<b>県土整備行政の充実強化について.....</b>	<b>27</b>
	<b>（道路・橋梁）</b>	
1	広域幹線道路の整備促進について.....	27
2	（仮称）押切橋・（仮称）大洲橋の早期事業化について.....	27
3	地域に密着した道路整備の促進及び都市計画道路整備における円滑な調整について.....	28
4	幹線道路（船形バイパス、正木バイパス）の整備について.....	28
5	地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について.....	29
6	佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について.....	29
7	国道296号井野交差点における交差点改良について.....	29
8	銚子連絡道路の整備促進について.....	30
9	国県道及び自転車道における環境整備（維持管理）について.....	30
10	重点「道の駅」に対する支援の拡充について.....	30
11	狭隘国県道の道路改良について.....	31
12	（仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について.....	31
13	道路の安全性等の確保の充実・強化について.....	32
14	国県道の整備促進について.....	32
15	北千葉道路及び国道464号栗野バイパス線の整備促進について.....	33
16	初富交差点の交差点改良（県道改良を含む）について.....	33
17	国道465号千種新田バイパス道路の整備促進について.....	34
18	主要地方道及び県道の整備促進について.....	34

19	かずさインターチェンジ及び道路網の整備について.....	35
20	一般県道神門八街線バイパスの整備について.....	35
21	主要地方道船橋印西線の事業化について.....	36
22	主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りの早期完成に ついて.....	36
23	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について.....	36
24	酒々井インターチェンジ周辺の活性化について.....	37
25	成田国際空港へのアクセス道路の整備について.....	37
26	主要地方道千葉大網線の整備について.....	37
27	国道465号、苅谷新田野バイパスの整備促進について.....	38

**(河川・港湾)**

28	県排水機場の老朽化対策について.....	39
29	旧江戸川の護岸改修について.....	39
30	海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備等について.....	40
31	館山港多目的観光棧橋の整備促進について.....	40
32	印旛沼の総合的な対策について.....	40
33	二級河川小糸川の改修促進及び環境改善について.....	41
34	千葉県が管理者となる海岸等に係る海岸漂着物の早期対応について.....	41
35	津波対策事業の陸閘について.....	42
36	堀川排水機場及び汐見水門の自家発電設備設置について.....	42

**(都市基盤)**

37	下水道の整備促進について.....	43
38	成田国際空港の更なる機能強化への対応について.....	43
39	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森 公園の整備について.....	44
40	県立八千代広域公園事業の早期完了について.....	44
41	空き家の除却に対する財政支援について.....	45

**第8 教育行政の充実強化について.....** 46

1	小中学校の施設・業務環境改善への積極的な参画について.....	46
2	小中学校における教育環境の体制整備について.....	46
3	指導方法工夫改善加配枠の拡大と小学校増置定数基準の見直しについて.....	47

**第9 警察行政の充実強化について.....** 48

1	交通安全施設の設置等に係る予算拡充について.....	48
---	----------------------------	----

## 【重点要望事項】

県民が健康で安全・安心に暮らすことができる県づくりを進めるため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

児童虐待事案については、年々増加するとともに低年齢化、重篤化している。

昨年3月には東京都目黒区において5歳女児の虐待事件、さらに、今年1月には、野田市において保護者からの虐待により小学校4年生女児が亡くなるという痛ましい事件がおこっている。

国では、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、令和4年度までに児童福祉司を約2千人増員することや、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することなど、児童相談所と市町村の体制を強化することとしている。

また、県においても、児童相談所職員の虐待事案への対応力の向上や、市町村への支援、関係機関との連携強化、児童相談所の業務執行体制の強化など、このような事件を二度と起こさぬよう、児童虐待防止に対する強化策を講じることとしているが、今後、未来ある子どもたちの大切な命が失われる痛ましい事案が二度と繰り返されることがないように、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて取り組んでいかななくてはならない。

については、次の事項について、児童虐待防止対策強化のため県施策の強化、市町村への支援に加え、国への働きかけも行うこと。

- (1) 児童相談所の機能拡充を図るとともに、支所の設置など市町村を支援する体制の構築を図ること。
- (2) 児童虐待の早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する支援等、総合的な支援措置の充実を図ること。
- (3) 子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営について、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象事業の拡充等十分な財政措置を講じること。
- (4) 児童相談所の体制及び専門的技能を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえた丁寧な議論を積み重ねるとともに、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう支援の充実を図ること。

## 2 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の子ども医療費助成制度では、通院については小学3年生までを、入院については中学3年生までを助成対象としているが、入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）とする上乗せ助成を実施している市町村があるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健全な成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものとするが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (2) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学3年生まで拡大すること。
- (3) 通院頻度が比較的高い3歳までの自己負担を0円とすること。
- (4) 現行の県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (5) 所得制限の限度額を撤廃すること。
- (6) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (7) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学3年生まで拡大するよう国に対して働きかけること。

### 3 福祉等の人材確保・処遇改善及び病院運営に対する財政的支援等について

少子高齢社会を迎えた今日、福祉ニーズの増大、多様化・高度化に伴って、今後、保育や介護、障害福祉の各分野において福祉人材の需要がさらに高まる事が見込まれる。

このような中、今年10月開始予定の「幼児教育・保育の無償化」により、保育園等への入所希望者の増加が予想される。また、介護や障害福祉の分野においても、福祉サービスのニーズが急増し、更なる慢性的な人材不足に陥ることが予想されるなど、福祉人材の確保は喫緊の課題となっている。

さらに、病院運営について、地域医療の中心的役割を担う多くの公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小により収益が落ち込み、一般会計からの多額の繰り入れにより赤字幅の縮小を図るといふ大変厳しい経営状況が続いている。

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医師・看護師の確保が優先的課題であり、また公立病院に対する財政的支援の強化を図る必要もある。

ついては、次の事項について、措置を講じること。

- (1) 医療・看護に携わる人材及び介護、児童福祉、障害福祉等に携わる福祉人材の確保を促進させるよう国へ働きかけるとともに、就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 市区町村の財政力によって、保育に地域格差の生じることがないように、公定価格の引き上げによる保育士の処遇の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取組を強化・充実するよう国に対して働きかけること。
- (3) 安定的に市民に医療を提供するには、常勤医師の確保が必要不可欠であるため、医師の偏在解消及び医師確保に係る支援の強化を図ること。

特に産婦人科をはじめとする特定分野の医師の確保を図ること。

また、公立病院が担う医療体制の確保に向け、病院施設及び整備に対する財政的支援を拡充すること。

#### 4 風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等について

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付けで、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、まずは抗体検査を受け、結果が陰性だった者に対し、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施することとなった。

しかしながら、市区町村の費用負担については、感染症予防事業等国庫負担（補助）金交付要綱及び「風しん対策Q&A」において、抗体検査に必要な費用については、国2分の1、市区町村2分の1、また定期接種については費用の10分の9を普通交付税で手当することが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実に進めるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければならない。

については、次の事項について、適正な措置を講じるよう国に働きかけること。

- (1) 風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。
- (2) 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- (3) 全国規模の広域性を持った内容であることから、抗体検査及び予防接種に係る標準単価の設定の他、休日・夜間における実施体制の整備等、居住地以外の医療機関等においても、抗体検査及び予防接種を受けることができるよう国の責任において実施体制の整備を行うこと。

## 5 交通安全対策の強化について

近年、車による子どもや高齢者の痛ましい事故が続発している。

本年の4月には、木更津市において県道の交差点で、登校中の小学校3年の女子児童2人が軽乗用車にはねられ、一人が亡くなる事故が発生した。

また、5月には、滋賀県大津市の県道の交差点において、自動車同士の衝突事故の巻き添いに合い、保育園児2人が死亡し、保育士を含む13人が重軽傷を負った痛ましい事故が発生している。

このため、県では、各市町村に対し、保育所の散歩の経路等について危険性の有無等を把握し、保育中の安全確保に努めるよう通知したが、既に、県内各市町村では、保育中の安全確保に加え、日頃より、歩道の拡幅などを含めた道路改良やガードレール、道路照明の設置などハード面の整備を実施しているところである。

しかしながら、安全対策としては不十分であり、国や県による対策が望まれる。

については、歩行者の安全対策を強化するために、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県道の危険箇所を早急に洗い出し、幼児や児童などの交通弱者が事故にあわないよう早急に対策を講じること。
- (2) 国道においても危険箇所を早急に洗い出し、交通安全対策を実施するよう国に働きかけること。
- (3) 児童、保護者、ドライバーに対し、安全対策に関する意識啓発、周知徹底を行うこと。
- (4) 信号機や横断歩道等の交通安全施設の適切な設置や補修等の維持管理、その他、信号システム改善や右折用停止線の整備を推進するなど、道路の安全性確保に関し、更なる予算の拡充を図るとともに、国に対しても同主旨の働きかけを行うこと。

## 【要望事項】

# 第 1 地方行財政の充実強化について

---

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 市町村の行財政基盤の強化について

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少がもたらす税収減や、老年人口の増加がもたらす民生費の増大など、地方財政を取り巻く環境が今後益々厳しくなることが予測されるなか、多様化する行政需要に応え、必要な住民サービスを持続的に提供するためには、高度な政策立案能力の向上や行政改革の推進、ひいては行財政基盤の強化が求められている。

そのため、木更津市では、持続可能な行政運営を推進するため、令和4年度に近隣3市と火葬場施設を、令和9年度に近隣5市1町と廃棄物処理施設を、それぞれ供用開始に向けたPFI方式での広域連携事業に取り組んでいる。

については、このような広域連携事業に取り組む市町村等に対し、財政基盤の強化等を支援するための補助金等を交付すること。

## 2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する財政的措置の拡充について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、代替性のない存在であると位置づけられ、地方公共団体は消防団の強化を求められている。

については、地域防災の拠点施設となる消防団機庫の建設に係る補助金について、補助対象の拡充と増加を強力に進めること。

また、災害発生時における速やかな情報発信や情報交換のほか、平常時からの庶務関係事務の簡素化を図るため、スマートフォンを活用した消防団活動・運営管理システムアプリの開発に向けた情報支援や財政的支援を強力に行うこと。

### 3 市原市八幡・菊間の県有地の活用について

市原市では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を実現するため、JR五井駅、八幡宿駅及び姉ヶ崎駅の3駅周辺を対象として、魅力あるまちづくりの創出に向け、拠点形成に取り組んでいる。

この中で、JR八幡宿駅周辺は、スポーツ振興施設として「市原スポレクパーク」が整備されており、県民・市民のスポーツニーズに応えるとともに、国際大会の事前キャンプ地等としての活用が予定されている。

については、将来にわたりJR八幡宿駅周辺をスポーツ振興における重要な拠点と位置付け、「交流・健康・医療」等の多様な機能を付加することによる魅力ある都市拠点を形成するため、未利用の県有地の利活用について、市原市と協議すること。

## 第2 総合企画行政の充実強化について

---

総合企画行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転及びホームからの転落事故等に対する安全対策の実施について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転は、効果分析の結果から社会経済的に便益が大きく、沿線の経済活性化や鉄道利用者の利便性向上にも大きく資する事業であるが、その実現には、鉄道事業者間における運賃収受方法などの課題がある。

この課題解決を図ることにより、幕張新都心をはじめとした今後の東京湾岸地域の一体的な発展が期待される。

さらに、駅の安全対策については、ホームドアや可動式ホーム柵の整備がホームからの転落事故等に対して有効であるため、鉄道事業者は、前倒ししてホームドア整備計画を進めているが、技術的な課題や整備費用等により、いまだに整備されていない。

については、相互直通運転及びホームドア整備の早期実現のため、更なる強力なリーダーシップを発揮され、国、東京都及び鉄道事業者に対し積極的な働きかけを行うこと。

### 2 鉄道駅のホームドア整備に対する補助要件の緩和及び安全対策の実施について

現在、JR東日本では、柏駅の常磐緩行線のホームドア設置工事を開始し、北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅及び北小金駅についても、今年度中に工事を開始する予定で2021年度の使用開始を予定している。

また、今後、松戸駅、南柏駅、北柏駅のホームドアの整備も予定している。

その事業費については、JR、地元自治体、国で各々3分の1ずつの負担が基本となっており、千葉県から地元自治体に対しては「鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交付要綱」に基づき、補助金が交付されることになっているが、現行の補助要件では、一部の駅が補助対象外となる可能性がある。

については、ホームドアの設置工事には多額の費用を要し、地元自治体に

としては、極めて大きな負担となることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地元自治体の負担増により、今後のホームドアの整備に支障が出ないよう現行の補助要件を緩和すること。
- (2) 当該補助が確実に実施されるよう十分な予算措置をすること。
- (3) 常磐快速線のホームドア設置工事についても早期に実現されるようJR東日本に対して働きかけを行うこと。

### 3 千葉県鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金制度の拡充について

鉄道駅バリアフリー設備の整備については、鉄道運行を行いながら工事が実施されるため、複数年度にわたる事業となり、各年度の市町村の負担が大きくなる。駅バリアフリー施設は、県民生活に必須であり、各世代が使いやすい駅とするためにも必要な施設である。

また、本事業は、自治体の負担なしには進めることができない。

については、県内鉄道駅のバリアフリー化を促進するためにも、本制度が市町村の実情に応じた柔軟な支援制度となるよう見直すこと。

### 4 つくばエクスプレスの充実強化について

つくばエクスプレスの東京駅延伸については、東京駅延伸に積極的な沿線自治体と協力し、事業化に向けた具体的な事業スキームや資金調達のあり方等に関する調査を行うことが必要である。

車両編成8両化についても、首都圏新都市鉄道株式会社において2030年台前半の供用開始に向けて整備を進められているところであるが、TX沿線自治体による人口推計では、人口増加のピークを迎えるのは、2020年代後半の区市が多いことから、8両化を人口増加のピーク前に実現する必要がある。

については、同社に対し、東京駅延伸の検討及び車両編成8両化の早期実現と8両化開始までの混雑緩和、利用者の安全確保を求めること。

## 5 東京メトロ東西線の混雑緩和について

東京メトロ東西線は、西船橋駅においてJR総武線及びJR武蔵野線と接続し、東葉高速鉄道との相互運転も行われており、千葉県と東京都を結ぶ路線として、多くの千葉県民に利用されている。

こうした中、東西線のピーク時における混雑率は国が示す目標混雑率を大きく上回っており、通勤や通学時における利用者の大きな負担となっている。これまで鉄道事業者による混雑緩和の取組が進められてきたが、抜本的な解決に至っていない。

については、列車の増発や車両の長編成化等の更なる輸送力増強に向けた取組により混雑緩和が図られるよう、鉄道事業者に対する働きかけを行うこと。

## 6 外国人住民への支援について

県内の住民基本台帳に基づく外国人数は、平成30年12月末現在において15万人を超えるなど、増加傾向で推移している。

また各市の外国人数についても、県同様、増加傾向にあり、外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者への支援など多文化共生への取組に対するニーズが高まっている。

については、外国人対応については、国際交流協会の協力のもと、ボランティアによる生活、学習支援等の対応を行っているものの、増え続ける外国人の多様な相談等に的確に対応していくのは限界があることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村における各種案内等の多言語化に係る財政支援及び相談支援体制の整備に対する人材支援を行うこと。
- (2) 各地域に国際交流センターの分室を設置するなど、市町村の外国人がさらに利用しやすい環境整備に努めること。

## 第3 防災・危機管理行政の充実強化について

---

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 地域防災力向上総合支援補助金の継続及び対象の拡充について

千葉県地域防災力向上総合支援補助金事業については平成27年度から令和元年度までの5か年事業となっているが、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などへの備えとして、補助の対象である自主防災組織等の育成・活性化や避難環境の整備は、継続して支援及び環境整備を行う必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県地域防災力向上総合支援補助金事業の補助限度額の拡大を行うこと。
- (2) 千葉県地域防災力向上総合支援補助金事業を令和2年度以降も継続するか、または、それに替わる新たな補助事業を設けること。

## 第4 健康福祉行政の充実強化について

---

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 幼児教育無償化に係る国庫負担の拡充等について

幼児教育無償化に伴い地方の財政負担増が見込まれることから、国庫負担の拡充等、次の事項について国に対し働きかけること。

- (1) 幼児教育無償化については、国策として進めてきたことから、令和2年度以降も全額国負担とすること。
- (2) 公立保育園の幼児教育無償化に伴う保育料の減収額については、確実に地方交付税による補填とすること。
- (3) 新制度未移行の私立幼稚園については、少子化により園児の確保が難しい状況にあることから、十分な支援を実施すること。
- (4) 上記について十分な国庫負担が見込まれない場合、県において市町村への財政的な支援を図ること。

### 2 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県では、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学3年生まで(一部高校3年生まで)上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の対策として、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考えますが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (3) 現行の県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (4) 市町村間の均衡を図るため、県として更なる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (5) 所得制限の限度額を撤廃すること。
- (6) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学3年生まで拡大するよう国に対して働きかけること。
- (7) 3歳までの自己負担金を0円とすること。

### 3 ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について

サービスの向上及び事務の効率化を図るため、母子家庭等医療費助成制度「ひとり親家庭等医療費助成事業」の助成方法を償還払い方式から現物給付方式に改めること。

### 4 児童相談所の機能拡充及び市町村支援の強化による児童虐待対策について

児童虐待事案については、年々増加するとともに、低年齢化、重篤化している。

また、児童相談所の一時保護業務は、児童の生命と安全を守る重要な役割を担うが、一時保護をした子どもの預かり先となる施設等が見つからないため、保護日数が長期化する傾向にある。

このため、県において一時保護所等を増設する方針が示されたものの、定員超過は解消されていない。

そのような中、君津児童相談所においては、管轄地域が圧倒的に広いため、緊急時の対応においてもかなりの時間を要し、迅速な対応が取れなくなることが懸念される。

また、10市2町を管轄する中央児童相談所においては、一時保護所の定員オーバーが常態化しており、近年、急増している児童虐待に適切に対応するためには、児童相談所1か所あたりの管轄市町を減らし、より迅速かつ適切な対応ができる体制の整備が喫緊の課題となっている。

については、児童相談所の体制強化を図り、近年急増している児童虐待に対応するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 君津児童相談所の機能拡充を図るとともに、支所の設置など市町村を支援する体制の構築を図ること。
- (2) 中央児童相談所の青少年女性会館への移転に併せて、中央児童相談所管内における同相談所の増設について検討すること。
- (3) 県の児童相談所と市町村の連携強化のため、市町村の依頼に応じ、児童福祉司等業務経験を有する県の職員を1年以上の任期をもって市町村に派遣すること。

また、当該職員の派遣期間の給与等については、県が負担すること。

- (4) 次の費用に対する補助金交付制度を整備すること。
  - ①各小中学校に配置するスクールロイヤーにかかる費用
  - ②虐待対応で連携が必要な情報を共有する「児童虐待管理システム」の構築及び運用に関する費用
  - ③厚生労働省が発行する「189」等の虐待啓発物資の市民周知に要する費用
- (5) 一時保護所の更なる拡充を早期に図るとともに、一時保護をした子どもの預かり先となる里親や施設を増やすこと。

## 5 保育士確保に向けた処遇改善の取組について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体になしうる対応には限界がある。

については、各自治体の待機児童解消に向けた取り組みが一層推進されるよう次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士処遇改善事業における交付対象者は、公設民営を含め、民間事業者が運営する保育園等に勤務する常勤保育士とするよう対象要件を改正すること。
- (2) 市区町村の財政力によって、保育に地域格差の生じることがないように、保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取り組みを強化・充実するよう国に対して働きかけること。
- (3) 保育士の処遇の改善や全ての保育施設を安定的に運営できるよう、公定価格の引き上げについて、国に対して働きかけること。

## 6 医療・看護及び福祉人材の確保について

医療・看護及び福祉人材の確保については、本県においても、「修学資金の貸付」や「定着促進対策」、「地域医療介護総合確保基金」の活用など、人材確保に向けた様々な取組がなされている。

しかしながら、現場からは依然として人材の不足が深刻であるとの声が聞かれるところであり、地域における医療や介護、障害福祉、保育等のニーズが高まる中で、人材の確保は喫緊の課題となっている。

については、県全体の福祉の底上げを図るため、医療・看護に携わる人材及び介護、児童福祉、障害福祉等に携わる福祉人材の確保を進展させるよう国へ働きかけるとともに、就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。

## 7 医師・看護師の確保、病院運営に対する財政的支援等について

地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる救急等の政策的医療の提供を行っている病院の経営の安定化等が図られる必要がある。

多くの公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小により収益が落ち込み、一般会計からの多額の繰り入れにより赤字幅の縮小を図るといふ大変厳しい経営状況が続いており、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには医師確保が優先的課題である。

については、医師・看護師の確保及び病院に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県循環器病センターを平成29年度以前の診療体制に早急に戻し、更なる充実強化を図ること。
- (2) 二次保健医療圏における関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、本県が主体的に取り組むこと。
- (3) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (4) 東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の対応を図るとともに、センターにおける人材確保等に係る支援を継続すること。

- (5) 妊婦のための電話による医療相談窓口の設置や、妊婦診療に対応できる内科・耳鼻科・外科等の医療機関の拡大などについて、広域的な対応を検討すること。
- (6) 安定的に市民に医療を提供するには、常勤医師、看護師の確保が必要不可欠であるため、特に産婦人科をはじめとする特定分野の医師の確保を図ること。  
また、「医師不足病院医師派遣促進事業」の拡充及び「千葉県医師修学資金貸付制度」については、「地方の中小公立病院」への優先的勤務による医師の確保対策として取り組むこと。
- (7) 医師・看護師の確保にあたり医療資源の少ない夷隅地域における財政支援を拡充すること。
- (8) 安房地域に、医療的ケア児が利用できる福祉施設を整備すること。  
また、これを計画的に推進するため、令和3年度からの第七次千葉県障害者福祉計画に当該施設の整備計画を位置付けるとともに、安房地域の医療的ケア児の育成環境の向上に向けた取組を推進すること。
- (9) 千葉県立佐原病院の老朽化が著しいため、将来にわたって安全な医療環境を確保するため建替えを行うこと。
- (10) 平成29年に千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムが示されたが、夷隅地域には腎臓専門医がいないため、千葉大学や東邦大学の医学部へ働きかけ、いすみ医療センターに腎臓専門医の配属が得られるよう働きかけること。  
また、地域医師会の協力が得られるよう医療機関と行政の連携体制の確立に向けて支援すること。

## 8 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費国費負担金については、各保険者に対して、給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすること。

また、給付費の不足分は、被保険者の負担となるため、被保険者の保険料負担が過重とならないよう国に対して国費負担額の引き上げを働きかけること。

## 9 介護報酬における地域区分設定の見直しについて

今後の更なる高齢化の進展に伴い、介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、介護人材の確保や介護事業所の安定した運営がますます重要となっている。そのためには、自治体間の格差のない介護報酬の地域区分の設定が必要となる。

については、介護報酬における地域区分設定について、特に隣接する自治体間で地域間格差が生じることのないよう国に対して見直しを働きかけること。

## 10 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除又は軽減について

国民健康保険の均等割額は、被保険者一人ひとりにかかるもので、子どもが多い世帯ほど負担が増す制度となっている。

一方、国及び地方は、少子化対策及び子育て支援策を講じており、子育て世帯の負担軽減を図る必要がある。

また、均等割額は、所得等に応じた法定軽減があるものの、被用者保険には無い負担であり、医療保険制度間の公平性を確保するうえで、更なる軽減措置を講じる必要がある。

については、少子化対策及び子育て支援策の観点から国民健康保険における子どもに係る均等割額について、国の負担による免除又は軽減する制度を創設するよう国に働きかけること。

## 第5 環境生活行政の充実強化について

---

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 東京2020オリンピック・パラリンピック大会機運醸成イベントの実施について

大会一年前となる今年度は、日本開催の世界大会参加選手との交流や相手国関係者と児童・生徒同士の交流などのホストタウン交流のほか本県で開催される競技の啓発なども含め、機運醸成が図られており、本年3月、イオンモール幕張新都心で「あと500日！オール千葉で応援しよう！」フォーラムが盛大に開催された。

については、県内市町村を盛り上げるため、東葛飾地区において、このような機運醸成イベントをはじめ、様々な啓発活動を商業施設等で開催すること。

### 2 東京2020オリンピック・パラリンピック大会観戦チケットについて

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の観戦について、次世代を担う子どもたちに、より多く会場に足を運んでもらうため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 学校連携観戦チケットについて、県負担または市町村に対する補助を行うこと。
- (2) 学校連携観戦チケットを県内市町村に配分する際には、地元に住居・在勤の選手が出場する競技セッションを、観戦・応援できるよう配慮すること。
- (3) 県内開催以外の競技に、県内在住・在勤の選手が出場する場合、県として応援体制を検討すること。

### 3 鉄屑等有価物取扱事業者に対する指導強化について

県内に多数存在する、鉄屑を主としたものを有価物として大量に搬入、保管する事業場については、廃棄物ではないとして保管や取扱いに基準が無く、無造作な堆積による景観の悪化や粗雑な扱いによる騒音が問題となっている。

また、火災のリスクが高く、消火までに数日かかる場合があることから、これらの事業への対策が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 鉄屑等を取り扱う事業者に対し、搬入物を適正に取り扱うよう十分な指導を行うこと。
- (2) 現状輸出が困難である使用済み鉛蓄電池については、長期にわたり滞留するものは廃棄物とみなし、使用済み鉛蓄電池を保管する事業者に対し、保管状況を十分確認し、必要な指導を行うこと。

## 第6 農林水産行政の充実強化について

---

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 イノシシ等有害鳥獣被害防止対策の拡充について

イノシシ等有害鳥獣の増加に対して、多くの市町村は対策に大変苦慮している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 増加しているイノシシ等有害鳥獣に対して、高齢化の進む猟友会等に替わり対策を担う人材を育成するための制度の充実をさせること。

また、それに伴い、広域で対策をするための組織（協議会）の設置をすること。

- (2) 県による広域的な処理施設の設置を要望してきたが、処理施設の早急な整備が必要となったことから、市単独で小規模な中間処理施設（集積、冷凍、細断施設）を設置し、実証実験を行う自治体がある。

については、今後の展開を見据え、当該施設を交付金対象施設に位置付けられるよう国への働きかけを行うこと。又は、県単独補助事業とすること。

### 2 東総台地地区広域営農団地農道の維持管理の県営事業化及び財政支援について

本広域農道は、平成4年度から整備を開始されており、平成15年度に東総台地Ⅰ期地区の3.0km、平成27年度に東総台地Ⅱ期地区の6.2kmを県より譲与を受けた市が維持管理を行っている。

東総台地Ⅰ期地区は供用開始から15年が経過しており、舗装のひび割れ等が発生し、輸送中の農作物の荷痛みが顕著に見られ、安全な走行にも支障が出てきている。

さらに、橋梁5箇所については、東日本大震災を受けて改訂された耐震基準を満足していない。

路面補修工事・橋梁補強工事等には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況の中、市で大規模な補修工事等を実施することは困難な状況にある。

については、大規模事業となる場合は、県営事業で実施すること。  
また、市が実施する場合には、特別な財政的支援を行うこと。

### 3 市営公設地方卸売市場再整備への財政支援等について

木更津市公設地方卸売市場は地元市及び近隣3市周辺の地域住民の台所を預かる拠点市場として、さらに、本県南部の生鮮食料品等の安定供給や集荷・分荷機能、公正な価格形成機能等の維持に寄与してきた。

開場以来約50年が経過し、施設の老朽化、耐震性能の不足、取扱高の減少傾向等の課題を抱えており、近年の食の安全・安心に関する要求への対応が困難になってきていることから、市場施設の再整備事業を計画している。

また、成田市公設地方卸売市場については、地元市のみならず、空港周辺市町をはじめ県内及び東日本各地から集荷した農林水産物の輸出拠点機能を有した市場として、2021年の開場を目指して再整備を進めており、新市場内には、新たな観光拠点の役割を持つ集客施設を整備するにあたり、周辺施設との回遊性を高めるバスなどの公共交通機関の充実や観光客などが安心して通行できる道路環境の整備が求められている。

については、市場施設等の最整備にあたり、次の事項について措置を講じること。

- (1) 木更津市公設地方卸売市場について、今後も生鮮食料品の生産から消費に至る流通の要として基幹的な役割を担うための施設整備に対し、財政支援を行うこと。
- (2) 成田市公設地方卸売市場について、本県産農林水産物の輸出促進に向けた関係機関との調整や各種商談会の実施など、新市場の輸出拠点化に向けた更なる連携の強化・推進を図ること。
- (3) 成田市公設地方卸売市場について、本県産農林水産物の輸出拡大に向けた場内事業者等の取組みを支援するため、補助事業の拡充をはじめとする財政面を含めた多様な支援を実施すること。
- (4) 成田市公設地方卸売市場について、成田国際空港周辺の観光施設等を回遊するバスの運行に対する財政面を含めた多様な支援とともに、新市場と観光施設や周辺ホテルを結ぶ幹線道路となる県道成田小見川鹿島港線について、歩道整備や照明の設置などの安全対策を講じること。

#### 4 農業経営形態の多様化に伴う開発許可制度の見直し（規制緩和）について

近年、農業者の所得向上や農村地域の活性化のため、生産から加工・販売までを生産者が一体的に行う6次産業化による農業経営の多角化の必要性が高まっている。

については、都市と農村との交流を図る体験交流型の観光農園や農家レストランについて、農業者が多く居住する市街化調整区域での建設が可能となるよう、千葉県開発審査会提案基準に「観光農園施設」及び「農家レストラン」の基準を追加すること。

#### 5 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

安房2期地区（L=3, 217m）は、房総南部観光交流空間プロジェクトとして計画認定を受け、道整備交付金により事業を実施し、その後、平成33年度を事業計画期間とする、地方創生道整備推進交付金により事業を継続している。

本地域は、米、びわ、温州みかん、食用なばな、花卉を中心とした農業が盛んであるが、主要道路は山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いため、農林産物の集出荷、集落間の相互交流や農林業の振興など社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

については、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図り、農業の発展と活力ある地域性の形成に向け、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結ぶ基幹農道を計画期間内に完成すること。

#### 6 ノリの不作の原因究明及びノリ品種開発について

近年、秋季おける海水温の低下の遅れや魚類による食害等により深刻な不作が続いており、廃業する生産者も年々増加している。

また、本県における海況の調査や、不作原因の一つといわれている魚類の食害対策となる防魚ネットの設置が効果をあげているが、根本的な解決になっていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 令和2年度についても引き続きノリの不作の原因究明をするとともに、防魚ネットの資材購入について予算措置すること。

- (2) 高水温に強く高価で取引される新たなノリの品種開発に対する予算の拡充を図ること。

## 第7 県土整備行政の充実強化について

---

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### (道路・橋梁)

#### 1 広域幹線道路の整備促進について

国道356号及び国道126号は、香取、東総地域の主要な幹線道路であり、農水産物など首都圏等への物流、観光客来訪の動脈となっているが、幅員が狭く交通量が多いことから慢性的な交通渋滞が生じている。

現在、本県をはじめとする機関によりバイパス化等の事業が進められているところであるが、全線開通までには相当の期間を要する見込みである。

銚子連絡道路と国道356号バイパスの整備によるアクセス向上は、地域住民の利便性・安全性確保に寄与するほか、本地域の物流の強化や観光客誘致の面から非常に重要な役割を担っており、香取、東総地域の活性化のためにも早期完成、事業化が望まれる。

については、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備も進む中、その機能を十分に活かすためにも、これに接続する銚子連絡道路や国道356号バイパスの早期完成を図ること。

#### 2 (仮称) 押切橋・(仮称) 大洲橋の早期事業化について

(仮称) 押切橋、(仮称) 大洲橋が整備されることで道路ネットワークが充実し既存都県橋付近での交通渋滞緩和や、更に災害時の避難路・緊急輸送道路としても活用されることが期待される。

また、平成29年度に東京都が策定した「2020年に向けた実行プラン」において(仮称) 押切橋の2022年度事業化を目標としている。

については、葛南地域の渋滞緩和および災害対策のため県と東京都が調整を図り、(仮称) 押切橋・(仮称) 大洲橋の早期事業化を図ること。

### 3 地域に密着した道路整備の促進及び都市計画道路整備における円滑な調整について

地域に密着した主要な国県道は、住民にとって重要な道路であるにもかかわらず、拡幅等の整備等の遅れによる慢性的な交通渋滞や、歩行者空間等が狭隘であることから、歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたすなどの問題がある。

主要な国県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を排除することができ、子供や高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 慢性的な渋滞の解消と安全な通行の確保のため、新たな広域的な高規格道路の整備ではなく、まずは地域に密着した国県道の整備について、これまで以上に促進すること。
- (2) 国県道に接続する都市計画道路等の道路整備においては、事業実施に向け更なる円滑な調整協議を行うこと。

### 4 幹線道路（船形バイパス、正木バイパス）の整備について

県道犬掛館山線の国道127号から県道館山富浦線までの間は頻繁に発生する国道127号の渋滞時の抜け道として、多くの車両が進入するにもかかわらず、幅員3.0m程度で歩道の無い1車線道路であり、安全な通行の確保が強く求められている。

また、県道和田丸山館山線の国道127号から丸山方面に向かう約600mの区間は、幅員6.5m程度で歩道が無く、路肩も狭い2車線道路であり、屈曲部が多く、変則交差点もあることから、安全な通行を確保するための道路改良が強く求められている。

については、広域幹線道路から市街地へのアクセス性の向上や、域内交通の循環性の向上と安全な通行を確保するため、船形バイパス（県道犬掛館山線）、正木バイパス（県道和田丸山館山線）の更なる整備促進を図ること。

## 5 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す本県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、圏央道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興の更なる拡大のため、全線を事業化とするとともに、長南町境から広域農道までの茂原市区間3.2kmの整備促進を図ること。

## 6 佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について

佐倉印西線バイパス（田町工区）は、都市計画道路（寺崎・萩山線）に位置づけられた重要な道路であり、このバイパス整備により混雑緩和や京成電鉄との安全な交差、既存の狭い道路を大型貨物自動車が行き通ることによる危険回避など、市内交通の多くの課題の解決が期待される。

また、各種観光施設へのアクセスが容易になることから、地域経済の発展にもつながるものと期待される。

については、市内交通の課題解決と地域経済発展のため、佐倉印西線バイパス（田町工区）の早急な整備を図ること。

## 7 国道296号井野交差点における交差点改良について

国道296号の井野交差点については、県道（四街道上志津線）と交差しており、東関東自動車道（四街道IC）や、周辺市へのアクセス道路として利用される交差点であるため、非常に交通量の多い交差点である。

一方で車道の幅が狭く、八千代市方面から四街道方面へ向かう車両の右折が鋭角であるため大型車両のスムーズな右折が難しく、朝夕は特に慢性的な渋滞が発生している。

また、両側に歩道があるものの狭いために歩行者や自転車利用者にとっては危険である。

については、渋滞解消と歩行者等の安全確保のため、国道296号の井野交差点について、右折レーンの整備などの改良を行うこと。

## 8 銚子連絡道路の整備促進について

銚子連絡道路は、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路等の高規格幹線道路と一体となって、山武・東総地域と東京や県都千葉市等とを結び、広域的な交流・連携により地域構造を強化し、本地域の活性化・発展には欠かせない重要な地域高規格道路であり、災害時や千葉県北東部の基幹病院である旭中央病院への緊急搬送路としても利活用が図れることから、地域住民は早期の完成に大きな期待を寄せている。

については、現在、整備が進められている横芝光町から匝瑳市間の5 km及び旭市から銚子市間の6 kmの早期完成、匝瑳市から旭市間については、早期事業化に向け、環境調査や都市計画の手続きを順次進め、銚子連絡道路全線完成のため更なる事業促進を図ること。

## 9 国県道及び自転車道における環境整備（維持管理）について

国県道における車道・歩道周辺の除草及び排水施設等に堆積した土砂等の撤去について、県は道路維持補修事業等において維持管理に努めているところである。

しかし、道路等の利用者からは通行上の安全性の確保や排水施設等の土砂等堆積における排水機能の維持管理に対する要望が毎年多く寄せられている。

また、自転車道線においては、堆砂により通行できない箇所等の堆砂除去及び飛砂防止柵設置や全線開通に向けた整備促進が必要である。

については、これらの維持管理に必要とされる予算の更なる拡充を図り、早期かつ計画的な対応に努めること。

## 10 重点「道の駅」に対する支援の拡充について

道の駅は、国・県・市が相互連携しつつ実施している事業であり、多数の利用が見込まれかつ地域活性化に大きく寄与する取組である。

また、道の駅登録・案内要綱に、24時間利用可能なベビーコーナーの設置が加わるなど、子育て応援施設としての整備が新たに必要となっており、その果たす役割も道路休憩施設だけでなく他分野に広がってきている。

現在、本県においては、屋外トイレの洋式化等の改修を進めているが、道の駅しょうなんは、重点「道の駅」に選定されていることから、拡張後の来場者サービスの更なる向上及び新基準への適合を図る必要がある。

については、トイレの増設及び24時間対応可能なベビーコーナーの設置を含む、トイレ拡張整備について支援すること。

## 11 狹隘国県道の道路改良について

主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狹隘な区間が多く、また、歩道が整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、都市間交流に重要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道木更津・東金間の供用開始もあり、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狹隘であり、また、本道路は通学路となっている区間があり、路側帯のカラー舗装はされたものの、歩道が整備されていないため、毎日子どもたちが危険と隣り合わせにある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狹隘な区間についての道路改良・整備を図ること。
- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線についての歩道整備を図ること。
- (3) 国道297号の歩道整備を図ること。
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (5) 国県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

## 12 (仮称) 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ、整備が進められている。

本路線の中間に位置する八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、当区間中間部(約1.8km)については、

西八千代北部特定土地区画整理事業により、暫定2車線での整備が行われ、現道に接続する形で供用が開始された。

については、今後、県道から流入する自動車等の増加が予想されることから、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮するため、供用区間を除く都市計画決定区間について、事業を推進すると共に具体的な整備時期について検討すること。

### 13 道路の安全性等の確保の充実・強化について

道路は住民の生活に最も身近な公共施設であり、ライフラインの設置場所や防災空間としても住民生活を支える大変重要な施設である。

しかしながら、各所で老朽化が進み、安全な通行や振動・騒音等への対策が求められ、舗装の全面改修など大規模な改修を必要とする道路が多くある。

国の社会資本整備総合交付金を活用しながら改修を進めているが、交付金の大幅な減額により、改修を遅らせざるを得ない状況となっている。

については、道路の安全と沿道住民の良好な住環境維持のため、国に対して道路改修の予算確保を働きかけ、道路の安全性等の確保に関する充実・強化を支援すること。

### 14 国県道の整備促進について

東関東自動車道館山線及び国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備は着実に進められているが、これら道路と結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているものの、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域高規格道路「館山鴨川道路」「鴨川大原道路」の調査、計画の具体化及び整備並びに「茂原一宮大原道路」の整備を促進すること。
- (2) 主要地方道市原天津小湊線坂本工区改良事業の完遂、竜ヶ尾周辺の狭隘屈曲箇所の解消
- (3) 一般県道天津小湊田原線坂下バイパスの整備、通学時交通安全対策の歩道設置

- (4) 主要地方道鴨川保田線長狭高校前交差点右折レーン設置、主基交差点整備、御園橋架替
- (5) 主要地方道富津館山線金束工区の整備
- (6) 国道410号八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所解消
- (7) 国道128号トンネル内照明灯の不点灯箇所解消
- (8) 主要地方道千葉鴨川線国道128号～鴨川警察署前交差点の歩道拡幅
- (9) 主要地方道鴨川富山線東地先未改良区間の狭隘屈曲箇所解消

## 15 北千葉道路及び国道464号栗野バイパス線の整備促進について

北千葉道路は、市川市と成田市を結ぶ幹線道路として、また、災害時の緊急輸送ネットワークの強化等が期待される重要な道路であるが、鎌ヶ谷市から市川市までの約9kmの区間については、平成30年1月より環境アセスメント等の手続きに着手しているものの、事業化されていない。

については、今後予定されている各種手続きについても、迅速に対応すること。

また、国道464号栗野バイパス線の整備事業について、北千葉道路が事業化された後も、市内の交通渋滞の緩和を図る上で、重要な道路であるため、引き続き、早期の整備促進を図ること。

## 16 初富交差点の交差点改良（県道改良を含む）について

国道464号と県道57号線（千葉鎌ヶ谷松戸線）の交わる初富交差点は、交通量が多い上、船橋我孫子線側では右折が規制されている。

このため、車両が周辺の住宅地を抜け道として利用しており、生活道路の安全性が損なわれ、市民生活に支障をきたしている。

また、新京成線連続立体交差事業に関連して行う、初富駅前広場及びアクセス道路の整備にあたり、初富駅に近接する県道57号線の改良が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 速やかに初富交差点改良案をとりまとめ、事業化を図ること。
- (2) 県道57号線（千葉鎌ヶ谷松戸線）の改良について、事業化を図ること。

## 17 国道465号千種新田バイパス道路の整備促進について

国道465号は、屈曲狭隘な区間が多く、また岩瀬地先の鉄道橋は高さ3.6mとなっているなど、観光バスなどの大型車両の通行に支障をきたしている。

昨年11月には狭小箇所であるJR内房線大貫駅近くの踏切で死亡事故が発生し、大変危険な状況にある。

国道465号千種新田バイパスの整備は、これら国道465号の危険箇所を回避し、歩行者等の安全性を確保することや、災害等緊急時における避難路の確保も目的としている。

また、同バイパスは、現在整備が進んでいる県道君津大貫線、市道山王下飯野線、市道下飯野線と併せ広域的な道路網の形成にも資するものであるとともに、県立富津公園から南房総地域へのアクセスが向上し、南房総全体の観光振興にも寄与する。

については、本路線を早期に整備すること。

## 18 主要地方道及び県道の整備促進について

主要地方道浜野・四街道・長沼線バイパスは、国道51号の千葉北拡幅事業及び吉岡十字路の交差点改良事業の進捗に伴い、周辺地区では、全線開通のニーズが高まっている。

さらに、県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、児童や高齢者が被害者となる死亡事故等が発生している。

当該路線は児童の通学路として指定されており、通学等の歩行者への安全対策が急務である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 全区間の早期完成に向け、より一層の事業推進を図ること。
- (2) 県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、歩道の未整備区間の早期整備をすること。

## 19 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について

首都圏中央連絡自動車道は、東京湾アクアラインと一体となって首都圏を環状に結ぶことで、整備効果を着岸地周辺都市に波及させているが、着岸地で増加傾向にある交通量を分散し、利用者にとって安全・安心な道路網を確保する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「(仮称) かずさインターチェンジ」の早期着工
- (2) 主要幹線道路である(都)中野畑沢線・(都)西内河根場線の早期供用開始
- (3) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化の早期事業化
- (4) 県内陸部への幹線道路である国道409号の袖ヶ浦市横田市街地幅員狭隘箇所や大型車のすれ違いに困難な屈曲箇所の局所改良及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則交差点の早急な改善
- (5) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策の実施

## 20 一般県道神門八街線バイパスの整備について

県道神門八街線は、八街市方面から佐倉市街地に向かう車両や、佐倉ICを利用する車両の重要な路線である。

しかし、交通量が多い路線にもかかわらず、道路整備が遅れている状況にあり、幅員も狭く、歩道もなく曲がりくねった形状の箇所もあるため、子どもたちの通学する道路としても大変危険な状況にある。

佐倉IC方面へのアクセスとして、佐倉第3工業団地内の整備が完了している佐倉市都市計画道路3・4・20号線岩富・海隣寺線を八街方面に延伸し、さらに八街市都市計画道路3・4・3号線を整備し接続することができれば、県道神門八街線のバイパスとして、当該県道の混雑緩和や円滑な車両通行、歩行者の安全確保に繋がることとなる。

については、県事業として県道神門八街線バイパス整備の事業化を図ること。

## 21 主要地方道船橋印西線の事業化について

主要地方道船橋印西線は、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までの延伸区間が未整備となっている。

今後、千葉ニュータウン地区内の大型物流施設等の本格的な稼動に伴う交通量増加に対応するとともに、主要地方道千葉竜ヶ崎線の渋滞緩和を図る必要がある。

については、主要地方道船橋印西線の延伸整備について早期に事業化を図ること。

## 22 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りの早期完成について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、茨城県と本県を結ぶ広域的な幹線道路であるが、狭隘な区間があるため歩行者の安全が確保できない状況がある。

現在、県において主要地方道千葉竜ヶ崎線のバイパス整備を進めているが、今後、千葉ニュータウン内の大型物流施設等の本格的な稼動が予定されており、更なる大型車両の交通量増加が懸念される。

については、茨城県と本県を結ぶ主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパスについて、早期完成を図ること。

## 23 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの西部から白井市の中心部を結ぶ重要な幹線道路で一部を除き開通している。

本路線は国道464号線の補完と白井市から印西市方面へのアクセスの向上が期待できるため、県道整備に合わせ隣接市道の道路改良工事を実施しているが、県道整備の遅れが市道の整備計画に大きな影響を及ぼしている。

については、印旛西部圏域の発展並びに安全性及び利便性の向上から、本路線を早期に整備すること。

## 24 酒々井インターチェンジ周辺の活性化について

酒々井ICは、県の主導のもと、地域活性化インターチェンジ制度を活用し、平成25年4月に供用が開始され、多くの方々が利用している。

今後も地域活性化インターチェンジの持つポテンシャルをしっかりと受け止め、周辺市町が持続的に発展していけるよう、関係する分野について整備する必要がある。

については、酒々井IC周辺の土地利用に係る規制緩和等について、対応するとともに、産業用地整備や企業誘致の支援などの取組等に関して、最大限の支援をすること。

## 25 成田国際空港へのアクセス道路の整備について

成田国際空港の機能強化に伴い、今後更に人や物流による交通量の増加が見込まれる。

については、成田国際空港との関連性が高い酒々井ICから富里市道01-008号線、01-009号線、01-010号線、国道296号交差点を経て、県道八日市場佐倉線までの間の富里市道4-0016号線並びに01-004号線について、県において広域幹線道路として整備を行うこと。

## 26 主要地方道千葉大網線の整備について

主要地方道千葉大網線は、千葉市と大網白里市を結ぶ極めて重要な幹線道路であり、物流を担う主要道路として、また、市民生活に欠かせない生活道路として多く利用されている。

さらに、首都圏中央連絡自動車道に大網白里スマートIC（以下、スマートIC）が設置され、当該道路にアクセス道路が接続されることから、今後は、更なる交通量の増加が見込まれる。

スマートIC周辺地域の活性化及び都市機能の向上を図る上で、主要地方道千葉大網線の整備は必要不可欠である。

については、主要地方道千葉大網線とスマートICアクセス道路の交差点から市街地までの区間の改良計画を策定し、早期に道路の整備を図ること。

## 27 国道465号、苅谷新田野バイパスの整備促進について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、地域創生にも大きく寄与し、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。更に防災において防災拠点を相互に連絡する当該地域主要幹線道路として特に必要な路線である。

しかし、各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している状況である。

については、本路線のバイパス化等の整備促進を強化すること。

## (河川・港湾)

## 28 県排水機場の老朽化対策について

県から運転管理を受託している真間川排水機場、秣川排水機場、中江川排水機場、湊排水機場及び猫実排水機場は、建屋、機械・電気設備等が全体的に老朽化している。

平成30年度に台風が接近した際には中江川排水機場の1号ポンプが故障したことから、仮設ポンプと国土交通省より手配した排水ポンプ車で対応する事態もあった。

万が一、台風や局地的豪雨などの際に設備が機能しない場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念されることから、千葉県河川管理施設長寿命化計画及び、海岸保全施設長寿命化計画（令和元年度末までに策定）に基づき早期の老朽化対策を実施すること。

## 29 旧江戸川の護岸改修について

本県では「江戸川左岸圏域河川整備計画」において、一級河川旧江戸川の護岸整備を明記しているが、市川市区間約5.0kmにおいては、緊急船着場の機能を有する常夜灯公園周辺及び広尾防災公園周辺の整備に留まっており、完成の目途はたっていない。

旧江戸川の護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が著しく、管理用道路も舗装のひび割れや陥没が発生している。

市川市区間のうち未整備区間は約4.3kmもあり、低地盤の行徳地区の安全安心に向けた護岸整備が求められる。

今後さらに老朽化が進むだけでなく、大規模地震や台風の大型化、局地的豪雨の頻発など、自然災害リスクが年々高まっていることから、地域の安全確保には旧江戸川全区間の護岸整備は必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大規模地震や台風の大型化、局地的豪雨の頻発など、自然災害リスクに備え、早期改修を実施すること。
- (2) 旧江戸川は、都市における貴重なオープンスペースであることから、「江戸川左岸圏域河川整備計画」において位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」という考えのもと、改修を進めること。

### 30 海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備等について

海老川水系の普通河川流域（飯山満川）の治水対策は、下流にある県管理の二級河川飯山満川の整備が進まないため、抜本的な治水対策に結び付かない状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 海老川上流地区の土地区画整理事業区域内も含め、早急な整備改修を実施すること。
- (2) 海老川調節池の事業は、「ふなばしメディカルタウン構想」による池の上部利用を実現できるよう、地元市と綿密な協議を行い、事業を進めること。

### 31 館山港多目的観光栈橋の整備促進について

館山港多目的観光栈橋については、平成14年に国・県・市の三者で策定した「館山港港湾振興ビジョン」で示された計画に比べ、その規模が大幅に縮小されている。船舶寄航増加や安房地域の海の玄関口として、安房地域全体への観光振興につなげるため、「館山港港湾振興ビジョン」に基づいた規模への整備を図ることが重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大型バスの待機旋回や歓迎行事の実施等に支障をきたしている  
ー 7.5 m岸壁を整備すること。
- (2) 先端岸壁の陸側に高速ジェット船が接岸する際の波浪の影響を軽減するための消波用スクリーン等を早期に整備すること。
- (3) 小型船舶係留施設及び道路部分を整備すること。

### 32 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼周辺はレジャーや観光が盛んであり、上水道や工業用水及び農業用水の水源としても利用されているが、その水質は全国ワースト1位となっている。

また、複数の河川や水路の流末となっているため、大規模な台風や局地的な大雨の際には、印旛沼の水位が周辺地域に与える影響は非常に大きなものとなっている。

県を主体に流域市町等が協力して印旛沼の諸問題に取り組んでいるが、依然として顕著な改善がみられていない。

については、水質改善や治水対策として、底泥の浚渫や、排水機能の強化といった水の流動化を図る導水対策を実施すること。

### 33 二級河川小糸川の改修促進及び環境改善について

二級河川小糸川は、河川改修後50年近く経過し、堆積した土砂により中洲が所々に形成され、さらに草木が繁茂するなど増水時の浸水被害などが懸念される。

また、下流域の中洲や法面の除草などは、景観に配慮したまちづくりの一端を担うものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 優良な河川環境の整備促進のため、河川整備事業への財政支援を行うこと。
- (2) 災害防止と農業用水の安定供給として三島ダムの漏水対策、中流域の浸水対策として実施されている小糸川河川改修事業の早期実現に支援を行うこと。

### 34 千葉県が管理者となる海岸等に係る海岸漂着物の早期対応について

近年、大雨や台風、高潮等の自然災害の頻発化等による海岸漂着物の大量発生への対応が大きな課題となっている。

これまでも大量の海岸漂着物が発生した場合、海岸管理者による回収処理を基本として、地域活動等の協力を得ながら対処してきたが、広範囲又は大量の海岸漂着物が発生した場合には地域活動では限界があり、各海岸管理者による回収処理の実施が必要となっている。

また、県が平成28年度に策定した「千葉県海岸漂着物対策地域計画」で重点区域に選定されていない海岸は、有事の際の回収処理や予算措置に当たっては、他の重点区域が優先されることとなっている。

住民の自然環境への意識の変化もあり、漁業や観光等の産業面への影響からも、海岸漂着物の早期回収が求められている。

については、重点区域以外の地域についても、海岸漂着物の早期撤去・回収が行われるよう必要な予算の確保と回収処理を実施すること。

### 35 津波対策事業の陸閘について

九十九里沿岸の津波対策事業については、平成29年度に九十九里有料道路の嵩上げ工事が完了し、現在は開口部対策の一端を担う土墨工事が進められ、今年度には完了する予定である。

しかしながら、開口部対策である陸閘については、現在、開閉形式の構造並びに、管理や操作方法、運用等について総合的に検討している段階で工事着手には至っていない。

については、白里海岸沿岸に住む方々の安心・安全を確保するため、一日も早い陸閘の工事を着手すること。

### 36 堀川排水機場及び汐見水門の自家発電設備設置について

二級河川堀川は、大網白里市の海岸地区の雨水排水を担う重要な河川であるが、昨今の地盤沈下や海面上昇と重なり、堀川排水機場の稼働（水門の開閉）機会は以前より増加している。

平成30年8月に発生した台風13号の接近時には、地域一体が停電し、排水機場が稼働出来ない状況となった。

水門を閉めた状態で停電が発生した場合、台風や豪雨による冠水、また高潮による塩害は広範囲にわたることが想定され、地域住民の生活や田畑に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

については、二級河川堀川の河口に設置されている排水機場及び汐見水門が停電時でも稼働できるよう自家発電設備を設置すること。

## (都市基盤)

## 37 下水道の整備促進について

流域関連公共下水道の未普及地区の下水道整備を促進するためにも、現在、整備が進められている江戸川第一終末処理場の早期完成を図ること。

また、雨天時侵入水に対する対応として、江戸川第二終末処理場や市川ポンプ場の効果的な運転及び、江戸川左岸流域の関連する市に対し、雨水の浸入対策の指導を引き続き行うこと。

## 38 成田国際空港の更なる機能強化への対応について

成田国際空港の更なる機能強化による運用時間の延長や旅客数の増加に伴い、特に深夜帯における空港発着電車とバスの増発や、成田国際空港及び羽田空港と都心を直結する「都心直結線」の整備、空港への公共交通アクセスの増強が喫緊の課題となっている。

また、成田国際空港及びその周辺では、現在でも物流施設や大型店舗等の進出等により、道路の混雑が常態化しており、今後、機能強化に伴い、更に交通環境が悪化することが懸念される。

このため、既存道路の混雑の緩和及び新たな公共交通網の整備について、早期に具体的な対策を行う必要がある。

さらに、2020年に開院する大学病院の医療従事者や成田国際空港の更なる機能強化に伴う空港内従業者等の増加により、空港や大学病院の隣接地域における住宅需要が高まることが予想される。

そのため、成田市では既存の市街化区域内において、新たな開発の余地が少ない状況の中、新たな開発需要や人口増加に適切に対応していくための都市機能や住環境の整備が図られるよう、新たな市街地の整備についてスピード感のある街づくりが求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田国際空港への公共交通アクセスの更なる向上を推進するよう、早急に国に働きかけるとともに、都心直結線については、本県と国、都心直結線の整備区間である東京都との3者協議の場を設けること。
- (2) 本県を中心に、成田国際空港周辺の地域づくりに関する具体的な地域振興策を「(仮称)実施プラン」として策定するなかで、空港周辺地域の交通利便性向上に向けて、県道成田小見川鹿島港線をはじめとした、

各種インフラ整備及び新たな交通ネットワークの検討を速やかに進め、その具体策について早期に提示すること。

- (3) 本県の都市計画の見直し手続きにおいて、空港の機能強化に伴う、新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等についての手続きを円滑に進められるよう、協議・調整を図ること。
- (4) 医療関連産業の集積のための新たな産業用地の確保を含め、インフラ整備や企業誘致等についての財政面を含めた多様な支援を行うこと。

### 39 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

県が流山市で実施している運動公園周辺地区土地区画整理事業については、事業期間が残り4か月と迫る中、土地活用ができない多くの地権者より不安の声が寄せられている。

このことから、現在見直しを進めている事業計画変更案及び整備展開スケジュールについて、一刻も早く地権者へ説明を行い、十分理解を得たうえで事業計画を変更し、事業推進を図ること。

また、予算及び職員をこれまで以上に確保し、より一層の事業推進を図ること。

県立市野谷の森公園について、一日でも早い完成を目指すと共に、部分供用が可能となる段階的な展開を進めること。

また、未事業化の公園部分については、貴重な緑の保全を図るためにも、早期に事業認可を取得するなど、計画的に整備を実施すること。

### 40 県立八千代広域公園事業の早期完了について

本公園は、印旛放水路（新川）を含む全体面積約53.4haの広域公園で、公園内には「八千代市総合グラウンド」及び「TRC八千代中央図書館・オーエンス八千代市民ギャラリー」があり、地域における情報文化・スポーツの中心エリアとなっている。

平成30年度には、県が施工した村上側約9.8haの公園整備が概成したところである。

については、市民の憩いの場や広域避難場所としての機能を有する公園であることから、萱田側約8.8haについても、公園の整備促進と早期完了を図ること。

#### 41 空き家の除却に対する財政支援について

危険な空き家の除却問題は、所有者による解決が原則ではあるものの、場合によっては地方公共団体による解決が求められていることから対応が必要となるが、有効な国庫補助もなく重い財政負担となっている。

については、市町村が行う空き家所有者への除却費用補助事業や所有者不明空き家に対する略式代執行費用に対する県独自の空き家の除却に特化した補助制度を創設すること。

## 第8 教育行政の充実強化について

---

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 小中学校の施設・業務環境改善への積極的な参画について

老朽化や集約化などの様々な理由により、小中学校の施設改修等の必要性がますます高くなっているが、財政事情から進捗していない。

また、併せて小中学校の業務環境改善に資する校務支援システムの導入については、各市町村教育委員会がそれぞれ独自にシステム構築をおこなっているところである。

については、市町村間の互換性の確保や教職員の操作性の観点から、次の事項について措置を講じること。

- (1) 小中学校の施設改修等への市町村の負担軽減のため、国庫補助に県の上乗せ補助を行うこと。
- (2) 小中学校の業務環境改善に資する校務支援システムの導入については、県による統一した仕様の策定や補助事業の創設など、積極的な参画や支援を行うこと。

### 2 小中学校における教育環境の体制整備について

学校や子どもたちを取り巻く教育環境は複雑化・多様化し、いじめや不登校等、様々な教育課題が山積しており、一人ひとりに寄り添った、よりきめ細かな指導と支援が求められている。社会人としての資質を養うためには、常に社会情勢の変化に対応した教育活動を展開する必要があるが、個別指導や支援が必要な生徒が在籍する際の学習指導等のための教員の加配など、今もなお教員の配置については不十分な状況である。

そのため、各自治体では、教育環境の充実を図るため、少人数学級推進教員や生徒指導補充教員、その他、スクールロイヤーやスクールカウンセラー、更に外国語指導助手等について、市の負担で配置して対応している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 各自治体の財政状況等により、子どもたちの教育環境に差が生じることがないように、学校の実態に応じて、県費による必要な加配教員及び

各種専門職員等の配置及び教員が授業に専念できる体制づくりを整備すること。

- (2) 現在、学校ではいじめ問題や保護者とのトラブルなど、教職員だけでは判断や対応が困難なケースが増加しているため、適切な判断や対応をするためのスクールロイヤーを配置すること。

また、通常業務に加え、その他、様々な業務による教職員の負担や多忙化を考慮し、全統合対象校に統合前からの加配措置を行うこと。

- (3) 公立義務教育諸学校教職員定数基準を見直し、改善を図るとともに、学級編成定数を見直すよう国に強く働きかけること。

### 3 指導方法工夫改善加配枠の拡大と小学校増置定数基準の見直しについて

児童生徒が増加している地域と、減少している地域の二極化が進んでいるため、学校施設の増設、通学区域の見直し、学校の分離新設により学校規模の適正化に努めている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 学校規模に関わらず、学級の安定化、学習習慣等の定着、学力の向上を図るために指導方法工夫改善加配枠の拡大をすること。
- (2) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築のため、増置定数に主幹教諭を含める等の小学校増置定数基準を見直すこと。

## 第9 警察行政の充実強化について

---

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 交通安全施設の設置等に係る予算拡充について

本県における歩行者の交通死亡事故の約3割が、横断歩道上及びその付近で発生していることから、交通安全対策は、喫緊の課題となっている。

近年、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道の整備、その周辺における商業施設の開業等により、通過交通量や交流人口が増加する地域においては、これまで以上に交通事故の発生が懸念されるため、交通安全施設の適切な設置及び維持管理が急務となっている。

現在、交通事故の増加に伴い、市民からは信号機や横断歩道、「止まれ」などの規制標識の設置や路面表示等の塗り直しの修繕に関する要望が多く寄せられている。

については、安全で安心して暮らすことのできる交通社会を確保するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事故の原因となる磨耗が著しい横断歩道等について、更なる予算の充実を図り補修に取り組むこと。
- (2) 信号機や横断歩道等の安全施設の適切な設置、信号交差点での車両による右左折の事故防止のため、歩車分離方式への信号システム改善や右折用停止線の整備を推進するなど、道路の安全性確保に関する予算を拡充すること。